

新たな患者負担を強いる受診時定額負担の撤回を求める意見書

野田佳彦内閣は、患者に新たな負担を強いる医療制度改悪を計画している。受診するたびに一定金額（1回100円）を上乗せする受診時定額負担である。今でも日本の医療費の窓口負担（現役世代3割、高齢者など1から3割）は、公的医療保険のある欧州諸国などと比べ、異常な高さである。窓口負担の引き下げこそが緊急の課題にもかかわらず、新たなお金を徴収する受診時定額負担の導入は、国民の切実な願いに逆行する暴挙そのものである。厚生労働省の審議会は、負担増の実施によって「浮いた財源」を高額療養費の改善に充てるとしているが、その財源捻出を理由に、医療が必要な患者に新たな負担を強いることは筋違いである。さらに、負担増の仕組みを一度つくれば、際限ない負担引き上げに道を開くことになる。また、毎回100円の定額負担は、医療機関にかかる頻度が高い高齢者や慢性疾患の患者にとっては耐えがたい金額である。厚労省は定額負担導入によって、2,000億円規模の受診抑制になると試算しているが、必要な医療を患者に我慢させて、医療費を削減しようというやり方は余りにも非情である。2002年の健康保険法改定では「将来にわたり7割給付（患者3割負担）を維持する」と法律に明記している。保険証1枚あればだれもが医療を受けることができる国民皆保険制度の根幹を破壊する受診時定額負担の導入は撤回すべきである。

よって、本市議会は、政府に対し、新たな患者負担を強いる受診時定額負担の撤回を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年12月20日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝